

令和 3 年度

看護師特定行為研修規程

伊那中央病院

## 第1章 総則

### 【理念と目標】

第1条 伊那中央病院看護師特定行為研修は、地域医療及び高度医療の現場において、医療安全を配慮しつつ高度な臨床実践能力を発揮し、自己研鑽を継続しながらチーム医療のキーパーソンとして機能する看護師を育成する。

本研修の目的は、地域及び高度医療の現場において、医療安全に配慮しつつ、高度な臨床実践能力を発揮し、看護師特定行為が実践できる優秀な人材を育成する。

### 【指定研修機関名及び指定研修機関番号】

第2条 本研修を実施する指定研修機関名及び指定研修機関番号は次のとおりである。

指定研修機関名 伊那中央病院

指定研修機関番号 1820002

### 【運営】

第3条 本研修は、保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令に基づき実施する。

### 【委員会】

第4条 本研修の実施を統括管理する機関として、伊那中央病院看護師特定行為研修管理委員会を設置し、本規定に定められている事項その他の重要な事項を審議する。

### 【特定行為区分・定員】

第5条 特定行為区分と定員は以下のとおりとする。

特定行為区分	定員
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	3人
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	3人
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	3人
創傷管理関連	3人
動脈血液ガス分析関連	3人
栄養及び水分管理に関わる薬剤投与関連	3人
血糖コントロールに関わる薬剤投与関連	3人
皮膚損傷に関わる薬剤投与関連	3人
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	3人
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	3人

## 第2章 研修期間

### 【研修期間】

第6条 本研修期間は、10月1日から翌年9月30日とする。

特定行為研修修了者が追加で新たな区分を受講する場合共通科目は免除とし、期間は7月～9月とする。

## 第3章 履修

### 【受講資格】

第7条 以下の項目を全て満たす場合、本研修を受講することができる。

- 1) 看護師経験5年以上の実務実績を有すること
- 2) 当該領域に於いて概ね3年以上の実務実績を有すること
- 3) 看護部長の推薦を有すること

### 【研修科目】

第8条 研修科目は以下のとおりとし、受講者は共通科目と自らが選択した特定行為区分の区分別科目を履修するものとする。

### 【共通科目】

履修科目	講義	演習	実習	合計
臨床病態生理学	27	2		29
臨床推論	35	8	1	44
フィジカルアセスメント	39	3	2	44
臨床薬理学	35	9		44
疾病・臨床病態概論	34	4		38
医療安全学／特定行為実践	22	13	9	44
合計	192	39	12	243

### 【区分別科目】

区分名	講義	演習	OSCE	合計
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	9		1	10
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	21	8		29
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	8		1	9
創傷管理関連	34		1	35
動脈血液ガス分析関連	13		2	15
栄養及び水分管理に関わる薬剤投与関連	14	2		16
血糖コントロールに関わる薬剤投与関連	13	3		16

皮膚損傷に関わる薬剤投与関連	14	3		17
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	7			7
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	28	4		32

**【演習・実習の欠席・遅刻・早退】**

第9条 やむを得ない理由で演習・実習を欠席・遅刻・早退する場合は、研修専従担当者が日程を調整し研修者へ伝達する。

**第4章 入講・休学・復学・退学・除籍**

**【入講】**

第10条 入講の時期は原則として10月1日とする。入講を志望するものは、所定の期日までに以下の書類を伊那中央病院長へ提出しなければならない。

- 1) 受講申込書（様式1）
- 2) 推薦書（様式2）
- 3) 履歴書（様式3）
- 4) 小論文（様式4）

**【休学】**

第11条 受講者が病気その他の理由で休学する場合は伊那中央病院長へ願い出て、その許可を受けなければならない。

**【復学】**

第12条 前条のものが復学しようとする場合は伊那中央病院長へ願い出て、その許可を受けなければならない。

**【退学】**

第13条 受講者が病気その他のやむを得ない理由によって退学しようとする場合は、所定の様式を用いて伊那中央病院長へ願い出て、その許可を受けなければならない。

**【除籍】**

第14条 以下の項目に該当する場合は、伊那中央病院看護師特定行為研修管理委員会の議を経て除籍とする。

- 1) 試験中監督者が不正行為と判断した者。
- 2) 社会的秩序に対する侵犯行為（犯罪行為）を行った者。
- 3) 死亡の届けがあった者。

## 第5章 研修修了

### 【研修修了の認定】

第15条 以下の条件を満たした場合、本研修の修了を認定し、研修修了証の交付と厚生労働大臣へ報告書を提出する。

- 1) 共通科目を全て履修し、筆記試験・各種実習の観察評価に合格すること。
- 2) 選択した区分別科目を全て履修し、筆記試験・実技試験・各種実習の観察評価に合格すること。
- 3) 上記の要件を満たし、伊那中央病院特定行為研修管理委員会の修了判定で認定されること。

## 第6章 受講料

第16条 受講料は以下のとおりとする。

科目		単価
共通科目		300,000 円
区分別科目	呼吸器（気道確保に係るもの）関連	35,000 円
	呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	85,000 円
	呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	32,000 円
	創傷管理関連	95,000 円
	動脈血液ガス分析関連	43,000 円
	栄養及び水分管理に関わる薬剤投与関連	50,000 円
	血糖コントロールに関わる薬剤投与関連	50,000 円
	皮膚損傷に関わる薬剤投与関連	55,000 円
	栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	30,000 円
	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	77,000 円

\*受講料は共通科目と選択した区分別科目を合算し、別途消費税を加算した金額とする。

附 則（2020年9月30日改定）

この規程は2021年10月1日から施行する。